

福岡県公報

平成24年10月30日
第3442号

目次

告示(第1838号-第1856号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定	(自然環境課) …………… 2
○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定の解除	(自然環境課) …………… 5
○都市計画事業の認可	(公園街路課) …………… 6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 6
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 7
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 7
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 8
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 8
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 8
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 9
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 9
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 9

公 告

- 福岡県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企画交通課) …………… 9
- 福岡県都市計画審議会の開催 (都市計画課) …………… 10

告 示

福岡県告示第1838号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩野北字西野1497番21
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市前原北2-12-33
宮内 陽一

福岡県告示第1839号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ゆめタウン宗像
 - (2) 所在地 福岡県宗像市田久字鍵分642-1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1840号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモスみづま福光店
- (2) 所在地 福岡県久留米市三瀧町福光字粧正田488番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ・本届出内容に関して、生活環境に著しく悪影響を及ぼすような変更が生じた場合（特に交通規制関係に関する事）は速やかに道路管理者との協議及び地元説明を行うこと。
- (2) 街並みづくり等への配慮等
 - ・景観法16条第1項第1号の届出を行うこと。

福岡県告示第1841号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字広川字熊ノ前1252番2、1252番4から1252番20まで、1255番2、及び1255番11から1255番19まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字新代947番12

株式会社 田中不動産

代表取締役 田中秀保

福岡県告示第1842号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字下見237番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鹿児島県奄美市名瀬石橋町13-9

久原 直人

福岡県告示第1843号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 陣屋ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡添田町のうち、主要地方道添田小石原線と陣屋ダム堰堤の交点を起点とし、同堰堤を南方へ進み町道陣屋屋形原線に接続し、同町道を南方へ進み木浦橋を経て町道木浦線に接続し、同町道を西方へ進み主要地方道添田小石原線に接続し、同主要地方道を東方へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

- 平成24年11月15日から
平成34年11月14日まで
- 2 篠栗特定猟具（銃器）使用禁止区域
- (1) 区域
糟屋郡篠栗町に存在する九州大学農学部附属糟屋地方演習林第9、10、11林班のうち県道猪野篠栗線から西の区域及び国道201号線から北の区域及び蒲田池
- (2) 存続期間
平成24年11月15日から
平成34年11月14日まで
- 3 野田原台地特定猟具（銃器）使用禁止区域
- (1) 区域
田川郡添田町のうち、主要地方道八女香春線と県道猪国豊前榊田停車場線との交点を起点とし、同県道を北西へ進み主要地方道添田小石原線に接続し、同主要地方道を北東へ進み中鶴橋を経て町道上鶴線に接続し、同町道を南東へ進み主要地方道八女香春線に接続し、同主要地方道を南方へ進み起点に至る線によって囲まれた区域
- (2) 存続期間
平成24年11月15日から
平成34年11月14日まで
- 4 油木ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域
- (1) 区域
田川郡添田町のうち、県道英彦山香春線と町道神田油木線との交点を起点とし、同県道を南方へ進み町道神田油木線の起点に接続し、同町道を北方へ進み起点に至る線によって囲まれた区域
- (2) 存続期間
平成24年11月15日から
平成34年11月14日まで
- 5 山神ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域
- (1) 区域

- 筑紫野市大字山口地区内県道基山（停車場）平等寺筑紫野線と山口川の交点に位置する一ノ瀬橋を起点とし、同県道を南西へ進み筑紫野市大字平等寺地区の山神ダム周回路に接続し、同周回路を時計回りに進み山神・牛頸・北谷ダム管理出張所横を通過し、市道山神前薩摩屋敷線を経て市道中尾森の向線に接続し、同市道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域
- (2) 存続期間
平成24年11月15日から
平成34年11月14日まで
- 6 牛頸ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域
- (1) 区域
大野城市のうち、牛頸ダム堰堤と市道牛頸4361号線と同4362号線及び同4363号線によって囲まれた区域
- (2) 存続期間
平成24年11月15日から
平成34年11月14日まで
- 7 瑞梅寺ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域
- (1) 区域
糸島市のうち、県道瑞梅寺池田線と市道瑞梅寺西の谷線との交点（瑞梅寺ダム堰堤右岸）を起点とし、同県道を南方へ進み市道瑞梅寺東西線に接続し、同市道を西方へ進み市道瑞梅寺西の谷線に接続し、同市道を北方へ進み瑞梅寺ダム堰堤を経て、起点に至る線によって囲まれた区域
- (2) 存続期間
平成24年11月15日から
平成34年11月14日まで
- 8 西田原特定猟具（銃器）使用禁止区域
- (1) 区域
田川郡川崎町のうち、川崎町と田川市との境界線と県道川崎猪国線の交点を起点とし、同境界線を北方へ進み中元寺川（馬ヶ鼻橋）に接続し、中元寺川右岸を上流へ進み県道川崎猪国線（塩尻橋）に接続し、同県道を西方へ進み起点に至る線によ

って囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月15日から

平成34年11月14日まで

9 中島特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

中間市のうち、一級河川遠賀川の二手に分かれている西側の右岸の北九州市と中間市の境界線との交点を起点とし、同右岸を北方へ進み、新日鐵住金株式会社の用水堤に至り、さらに同一級河川東側左岸を南方へ進み北九州市と中間市の境界線上に至り、同境界線を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月15日から

平成34年11月14日まで

10 吉田・多礼ダム・河東不燃物処理場特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宗像市のうち、市道薬師墓ノ尾線と市道平田高釣線の交点を起点とし、同市道を東へ進み市道四十里線に接続し、同市道を東へ進み市道多礼ダム線に接続し、同市道を北東へ進み市道池浦村中線に接続し、同市道を北東へ進み吉田ダム管理道路に接続し、同管理道路を北西へ進み吉田ダムを時計回りに周回し、市道吉田ダム線に接続し、同市道を南へ進み市道池浦村中線に接続し、同市道を南東へ進み多礼ダムを時計回りに周回し、多礼ダム管理道路に接続し、同管理道路を南に進み市道ひかりヶ丘5-2号線に接続し、同市道を南東へ進み市道ひかりヶ丘5-11号線に接続し、同市道を南東へ進み市道ひかりヶ丘6-4号線に接続し、同市道を南西に進み市道ひかりヶ丘7-1号線に接続し、同市道を南東へ進み市道河東1032号線に接続し、同市道を南西へ進み河東1043号線に接続し、同市道を南西へ進み市道河東4号線に接続し、同市道を西へ進み市道河東1039号線に接続し、同市道を西へ進み市道薬師墓ノ尾線に接続し、同市道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月15日から

平成34年11月14日まで

11 新宮湊地区特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

糟屋郡新宮町のうち、県道湊下府線の湊を起点とし、同県道を南東へ進み町道観音線に接続し、同町道を南へ進み町道磯行線に接続し、同町道を東へ進み県道湊塩浜線に接続し、同県道を南西へ進み福岡市と新宮町の境界線に至り、同境界線を西へ海岸まで進み、同海岸の干潮線に沿って北及び北東へ進み新宮漁港堤防に接続し、同堤防に沿って進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月15日から

平成34年11月14日まで

12 高橋特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

糟屋郡久山町のうち、県道猪野篠栗線と町道古賀の脇線の交点を起点とし、同町道を東へ進み町道平田大浦線に接続し、同町道を南東へ進み町道大浦久原ダム線に接続し、同町道を西へ進み県道猪野篠栗線に接続し、同県道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月15日から

平成34年11月14日まで

13 弓の師特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

築上町のうち、主要地方道椎田勝山線と町道別府松丸線との交点を起点とし、同町道を南へ進み町道安武3号線に接続し、同町道を西へ進み町道安武2号線に接続し、同町道を南西へ進み船迫2号線に接続し、同町道を西へ進み音無川を横断した後北西へ進み船迫11号線に接続し、同町道を北へ進み弓の師10号線に接続し、同町道を北西へ進み主要地方道椎田勝山線に接続し、同主要地方道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月15日から

平成34年11月14日まで

14 乙隈特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

小郡市のうち、市道三沢乙隈5号線と市道立石乙隈4275線との交点を起点とし、市道立石乙隈4275線を北へ進み市道立石乙隈4288線に接続し、同市道を北へ進み小郡市と筑紫野市の境界線に至り、同境界線を東へ進み小郡市、筑紫野市及び朝倉郡筑前町との境界線分岐点に至り、小郡市と筑前町との境界線を南へ進み市道三沢乙隈5号線に接続し、同市道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月15日から

平成34年11月14日まで

15 宮若特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宮若市のうち、県道黒丸竹原線と主要地方道福岡直方線との交点（黒目橋）を起点とし、同主要地方道を南西へ進み市道谷口～下脇田線に接続し、同市道を南へ進み主要地方道宗像篠栗線に接続し、同主要地方道を北西へ進み主要地方道福岡直方線に接続し、同主要地方道を南西へ進み市道座主瀬～天入寺線に接続し、同市道を北西へ進み市道前田原～天入寺線に接続し、同市道を北西及び北東へ進み市道藤ヶ坂～本村線に接続し、同市道を北西へ進み市道本村～前田原1号線に接続し、同市道を北西へ進み市道本村～前田原2号線に接続し、同市道を南西へ進み市道本村4号線に接続し、同市道を北へ進み市道本村1号線に接続し、同市道を北東へ進み市道五反田～本村線に接続し、同市道を北西へ進み市道五反田3号線に接続し、同市道を北へ進み市道生平2号線に接続し、同市道を北へ進み市道生平1号線に接続し、同市道を北東へ進み主要地方道宗像篠栗線に接続し、同主要地方道を北へ進み市道乙野～若宮線に接続し、同市道を北東へ進み、原溜池西岸を経て県道黒丸～竹原線に至る農道に接続し、同農道を北西へ進み県道黒丸～竹原線に接続し、同県道を北西へ約250m進み農道に接続し、同農道を北西へ約150m進み宇佐八幡宮に至る農道に接続し、同農道を南東へ進み市道上三・宮の下線に接続し、同市道を南南東へ

進み市道乙野～若宮線に接続し、同市道を北東へ進み県道黒丸竹原線に接続し、同県道を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月1日から

平成34年11月14日まで

16 金武特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福岡市のうち、県道大野城二丈線と市道野方金武線との交点を起点とし、同市道を南へ進み竜谷川左岸（西川橋）に接続し、竜谷川左岸を上流へ進み市道吉武金武線との交点に至り、同市道を西へ進み市道金武1527号線に接続し、同市道を南へ進み市道金武1528号線に接続し、同市道を西へ進み市道金武1548号線に接続し、同市道を西へ進み同市道の終点に至り、谷沿いを北へ進み蒲田下池方面に向かう里道に至り、同里道を北西へ進み作業道（猫谷線）に接続し、同作業道を北へ進み蒲田下池西側を走る里道に接続し、同里道を北へ進み市道金武1462号線に接続し、同市道を西へ進み市道金武1461号線に接続し、同市道を西へ進み市道金武1459号線に接続し、同市道を北西へ進み県道大野城二丈線に接続し、同県道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月1日から

平成34年11月14日まで

福岡県告示第1844号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき平成15年11月福岡県告示第1962号で指定した特定猟具（銃器）使用禁止区域のうち次の区域の指定を解除する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1 小金原特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宮若市のうち、県道黒丸竹原線と主要地方道福岡直方線の交点（黒目橋）を起点とし、同主要地方道を南西へ進み市道石宗～稲光線に接続し、同市道を北方へ進み同市道分岐点に至り、同市道西側ルートを北方へ進み市道黒目～宮永線に接続し、同市道を北西へ進み市道乙野～若宮線に接続し、同市道を北東へ進み県道黒丸竹原線に接続し、同県道を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成15年11月15日から

平成25年11月14日まで

(3) 解除年月日

平成24年11月1日

2 乙野・小伏特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宮若市のうち、主要地方道福岡直方線と市道石宗～稲光線の交点を起点とし、同主要地方道を南西へ進み市道谷口～下脇田線に接続し、同市道を南方へ進み主要地方道宗像篠栗線に接続し、同主要地方道を北西へ進み主要地方道福岡直方線に接続し、同主要地方道を南西へ進み市道座主瀬～天入寺線に接続し、同市道を北西へ進み市道前田原～天入寺線に接続し、同市道を北西及び北東へ進み市道藤ヶ坂～本村線に接続し、同市道を北西へ進み、市道本村～前田原1号線に接続し、同市道を北西に進み市道本村～前田原2号線に接続し、同市道を南西へ進み、市道本村4号線に接続し、同市道を北方へ進み市道本村1号線に接続し、同市道を北東へ進み市道五反田～本村線に接続し、同市道を北西へ進み市道五反田3号線に接続し、同市道を北方へ進み市道生平2号線に接続し、同市道を北方へ進み市道生平1号線に接続し、同市道を北東へ進み主要地方道宗像篠栗線に接続し、同主要地方道を北方へ進み市道乙野～若宮線に接続し、同市道を北東へ進み市道黒目～宮永線に接続し、同市道を南東へ進み市道石宗～稲光線に接続し、同市道を南東へ進み同市道分岐点に至り、同市道西側ルートを南方へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成15年11月15日から

平成25年11月14日まで

(3) 解除年月日

平成24年11月1日

福岡県告示第1845号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

大野城市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・4・199号 春日原駅前線

3 事業施行期間

平成24年10月30日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡県大野城市錦町二丁目及び四丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1846号

浮羽郡大石堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
原田 孝良	久留米市田主丸町以真恵 979 番地 3

2 就任理事

氏名	住所
園木 政敏	久留米市田主丸町以真恵 486 番地

福岡県告示第1847号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
八女市立花町上辺春字高野5225の7（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1848号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
うきは市浮羽町田籠字日南片1865の7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

福岡県告示第1849号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた

ので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
八女市上陽町上横山字下八重谷1220の2、1228の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1850号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬字大谷1574の1（次の図に示す部分に限る。）、字中の原1743（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷1574の1・字中の原1743（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1851号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島市飯原字次久1254の1、1256の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1852号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川統命院字大藏庵664（次の図に示す部分に限る。）、字宮山715（次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1853号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和52年7月22日農林省告示第718号（1に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1854号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和48年4月28日農林省告示第904号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1855号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する

平成24年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和47年12月23日農林省告示第2490号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1856号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和45年11月24日農林省告示第1724号（1及び4に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

平成24年度福岡県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 日時
平成24年11月20日 午後1時00分
- 2 会場
福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室
- 3 予定議案
 - (1) 河川改修事業（多々良川）について
 - (2) 河川改修事業（長峽川）について
 - (3) 高潮対策事業（高田海岸）について
 - (4) 地すべり対策事業（向山地区）について
- 4 会議の公開
会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。
- 5 問合せ先
福岡県県土整備部企画交通課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第218回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成24年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 日時
平成24年11月16日 午前10時30分
- 2 会場
福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡県吉塚合同庁舎 6階603A会議室
- 3 予定議案

- 飯塚都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- 久留米都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- 宗像都市計画区域の変更（福岡県指定）について
- 宗像都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- 宗像都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- 宗像都市計画区域の変更に伴う同区域内の用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さ制限を定める数値の決定について
- 添田都市計画公園の変更（添田町決定）について
- 4 審議会の公開
本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。